

特定建設作業のしおり

建設、解体、土木工事をおこなう際は、特定建設作業の届出が必要な場合があります。

1 特定建設作業の届出について

騒音規制法第14条、振動規制法第14条（特定建設作業の実施の届出）に基づき、規制地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、特定建設作業の開始の日の7日前までに、届出を提出する必要があります。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではありません。

2 届出が必要な地域

騒音規制法、振動規制法に基づき佐世保市長が指定した地域が対象となります。

簡易地図については佐世保市ホームページからダウンロードするか、「佐世保市騒音規制地域図」「佐世保市振動規制地域図」で google 等の検索エンジンで検索してみてください。指定地域は原則として都市計画区域が指定されていますが、市街化調整区域等であっても指定地域となっている場合があります。詳しくは環境保全課までお尋ねください。

(佐世保市ホームページ <https://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/kisekuiki.html>)

3 届出の手続き

(1) 届出者

工事の元請業者の代表者

(2) 提出期限

特定建設作業を実施する7日前まで（届出日および作業開始日を含まない、該当する日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に届出が必要です。

月	火	祝日	木	金	土	日	月	火	水	木	
届出日	← 中7日 →						作業開始日				
	届出日		← 中7日 →								作業開始日

(3) 必要書類 2部提出

・特定建設作業実施届出書（佐世保市ホームページからダウンロードできます。）

・添付書類 作業場所の附近の見取図

工事全体の工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）

※夜間・祝日・休日の工事の場合は道路使用許可証の写しを添付

(4) 届出先

佐世保市環境部環境保全課

佐世保市稲荷町 1-8 佐世保市環境センター2 階

電話 0956-26-1787

インターネットからも

提出可能です

申請フォームはこちら⇒



4 特定建設作業にかかる規制

(1) 規制基準

次に示す基準を遵守するように届出及び作業の実施をお願いします。

	敷地境界線 における 騒音規制	敷地境界線 における 振動規制	作業禁止時間	1日の 作業時間	同一作業 の期間	作業日
第1号 区域	85dB以下	75dB以下	PM7時～AM7時	10時間以内	連続して 6日を超 えないこ と	日曜日その 他の休日 でないこと
第2号 区域			PM10時～AM6時	14時間以内		

※ 第2号区域：工業地域、工業専用地域

第1号区域：上記以外の都市計画区域及び工業地域内にある学校、病院、特養老人ホーム等の周囲80mの区域

(2) 適用除外について

規制の適用が除外される作業は次のとおりです。

作業禁止時間	災害等の事態、人の生命等の危険防止、鉄道軌道の正常運行、道路法・道路交通法に基づき夜間に行う場合についての作業
1日の作業時間	災害等の事態、人の生命等の危険防止についての作業
同一作業の期間	災害等の事態、人の生命等の危険防止についての作業
作業日	災害等の事態、人の生命等の危険防止、鉄道軌道の正常運行、変電所の変更工事、道路法・道路交通法に基づき日曜・休日に行う場合についての作業

5 その他の注意事項

(1) 工事の過程では、騒音・振動の他に、粉じんの公害が発生する場合があります。

特に土木工事、解体工事を行う際には、散水など粉じん対策をとるようにお願いします。また、周辺住民に対して事前に説明を行うことが良好な関係を築くことにつながります。

(2) 大気汚染防止法に基づき、建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の使用の有無について事前調査を実施する必要があります。また、その工事の規模によっては事前調査結果を報告しなければなりません（石綿事前調査結果報告システムを使用）。さらに、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出が必要な場合がありますので、詳しくは環境保全課大気担当までお尋ねください。

6 特定建設作業実施届出が必要な建設作業

「○」は届出が必要な特定建設作業、「－」は届出が不要な作業

特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合は、届出不要です。

建設作業の種類		騒音	振動	備考	
くい打ち機、くい抜機又はくい打ちくい抜機を使用する作業	もんけん等人力によるもの	－	－		
	打撃式	ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、エアハンマ、スチームハンマ、油圧ハンマ等	○	○	
	振動式	電動バイブロハンマ、油圧バイブロハンマ等	○	○	
	圧入式	パイルドライバ類	－	－	
	オールケーシング工法		－	－	
	アースドリル工法		－	－	
	リバースサーキュレーション工法		－	－	
	プレボーリング工法(アースオーガ+直接工法)		－	○	
	プレボーリング工法(アースオーガ+根固め)		－	－	
	中堀工法(アースオーガ+直接工法)		－	○	
びょう打機を使用する作業	リベッティングハンマ	○	－		
	その他(インパクトレンチ等)	－	－		
さく岩機を使用する作業	手持ち式ブレーカ	○	－	作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業を除く。	
	アイオン大型ブレーカ等、その他のブレーカ	○	○		
	レッグドリル、ピックハンマ、ドリフタ、ストーパ等	○	－		
空気圧縮機を使用する作業	電動式	－	－		
	その他原動機で15kw以上のもの	○		さく岩機の動力として使用する作業を除く。	
コンクリートプラント及びアスファルトプラントを設けて行う作業	モルタル製造用	－	－	工事現場に当該工事に関連して一時的に設置されるものに限る。	
	コンクリートプラント混練容量0.45 m ³ 以上	○	－		
	アスファルトプラント混練容量200kg以上	○	－		
掘削機械を使用する作業	バックホウで定格出力80kw以上	○	－	一定の限度を超え大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(低騒音型)を除く。	
	トラクターショベルで定格出力70kw以上	○	－		
	ブルドーザで定格出力40kw以上	○	－		
	その他のバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザ、パワーショベル、ユンボ、タイヤショベル等	－	－	工事現場において建設資材の運搬その他掘削以外に掘削機械を使用する場合を含む。	
解体、破壊作業	鋼球を使用して行う作業	－	○		
舗装盤破碎機を使用する作業	ドロップハンマ車等	－	○	作業地点が連続的に移動する作業で1日における2地点の最大距離が50mを超える作業を除く。	

※「騒音」は騒音規制法、「振動」は振動規制法による特定建設作業を示す。

特定建設作業実施届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

作業開始日の
7日前までに届出

佐世保市長 様

電話番号 □□-XXXX

届出者が法人の場合は
代表名の記入

住所 佐世保市〇〇町1-1

〇〇建設株式会社

該当する口にレ点

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

特定建設作業を実施するので、
騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、
次のおとり届け出ます。
振動規制法第14条第1項

正式な名称を記入

建設工事の名称	〇〇ビル新築工事			
建設工事の目的に係る施設 又は工作物の種類	RC造5階建て1,000㎡			
特定建設作業の種類 (該当する口にチェック)	騒音	<input checked="" type="checkbox"/> くい打、くい抜機 <input type="checkbox"/> びょう打機 <input type="checkbox"/> 削岩機 <input type="checkbox"/> 空気圧縮機 <input type="checkbox"/> コンクリート又はアスファルトプラント <input type="checkbox"/> バックホウ <input type="checkbox"/> トラクターショベル <input type="checkbox"/> ブルトーザー		
	振動	<input checked="" type="checkbox"/> くい打、くい抜機 <input type="checkbox"/> 鋼球による <input type="checkbox"/> 舗装板破砕機 <input type="checkbox"/> 大型ブレーク		
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令及び振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、形式及び仕様	くい打機 〇〇社製 XX-999			
特定建設作業の場所	佐世保市〇〇町〇-〇			
特定建設作業の期間	自 令和 〇〇 年 5 月 1 日			
	50日間			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8:00	至 17:00	日祝日を除く	8時間

具体的に記入

機器の正式名称、
型式等を記入

該当する工程期間を記入

作業を実施する日
のみ計算する

作業をしない日
が分かるように

1日の実働時間
(休憩時間を除く)

騒音及び振動防止の方法	低騒音型、低振動型機械を使用する。 防音シートにより養生する。 事前に周辺住宅への説明を行う。
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	〇〇市△△町××-×× 〇〇不動産(株) 代表取締役 □□ △△
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇現場事務所 現場代理人 □□ ▽▽ 電話番号 ××-××××
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇市□□町×× □□建設有限会社 代表取締役 ○○ ○○
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	▽▽ □□ 電話番号 ××-××××
※ 受付受理年月日	年 月 日 佐賀県 市環境部環境保全課
※ 審査結果	担当印
摘要 (該当する□にチェック)	<input type="checkbox"/> 今回の届出は再提出のため、以下の添付書類について前回と同じ内容ですので省略します。 <input type="checkbox"/> 周辺見取り図 <input type="checkbox"/> 工程表 (変更の場合は省略不可)

実施する騒音・振動対策を具体的に記入する。

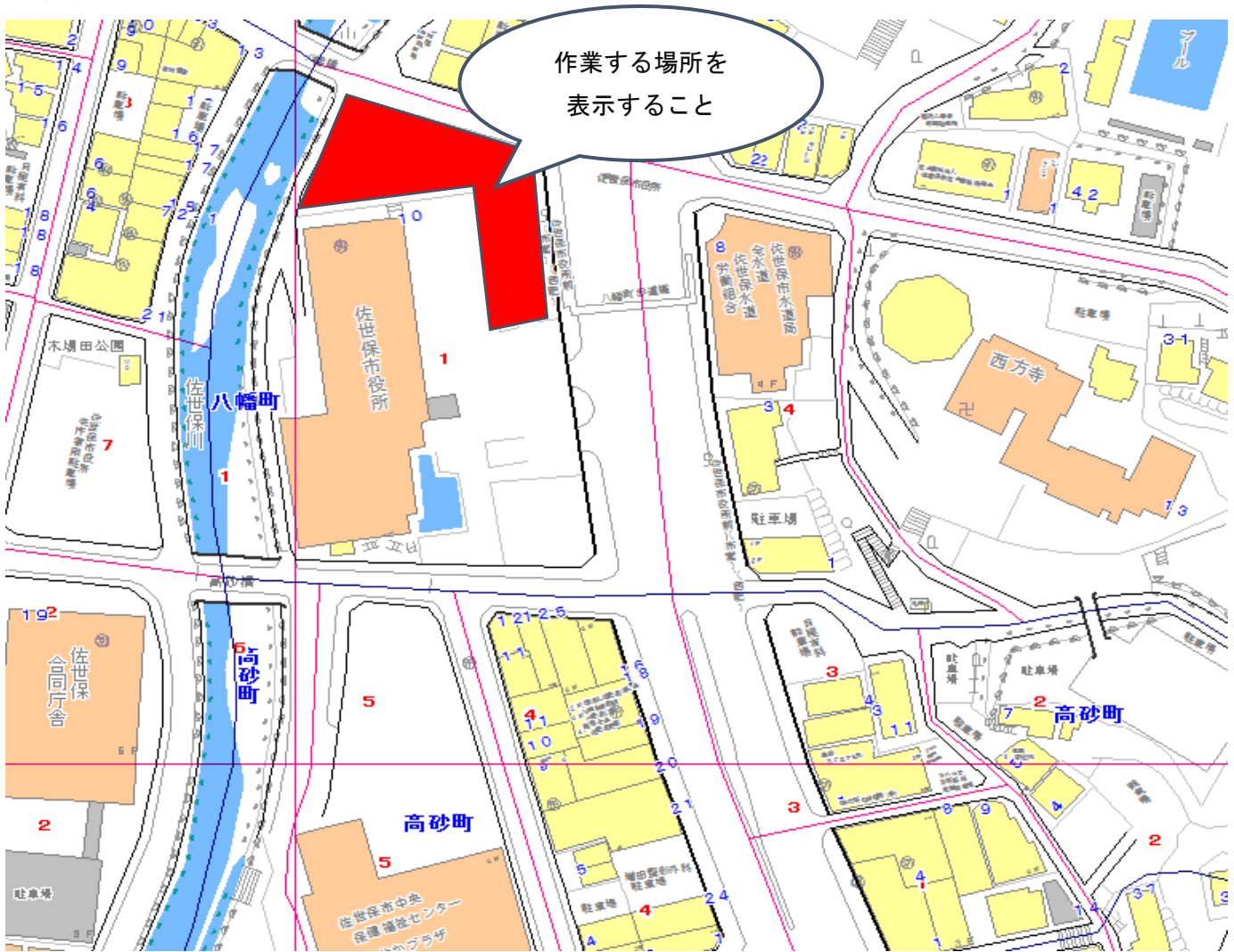
新規の届出の場合、
レ点の記入は不要。

備考

- この届出書は、騒音規制法施行令及び振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令及び振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
- 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合には、作業をしない日を明記すること。
- 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 特定建設作業実施届出書には、位置図と工程表を添付すること。(夜間工事の場合は、警察署発行の道路使用許可証の写しを添付すること。)
- ※印の欄には記載しないこと。

届出内容に合わせ、必要な書類を添付すること。

○位置図の例



○工程表の例

	1月			2月		
	1~10	11~20	21~31	1~10	11~20	21~28
事前準備	■					
ブレーカ掘削		■				
バックホウ掘削			■			
残土搬出				■		
後片付け						■

マーカー等で、特定建設作業に該当する工程が分かるように表示すること。

◆届出様式の入手先◆

佐世保市役所ホームページから入手可能です。

<<https://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/downloadyoushiki.html>>

1	佐世保市ホームページのくらしナビ 「申請・手続き」(赤枠内)をクリック	2	「環境」(赤枠内)をクリック
----------	--	----------	----------------



3	「環境保全課に係る届出様式・資料等 ダウンロード」(赤枠内)をクリック	4	「騒音規制法」又は「振動規制法」(赤枠内) をクリックし、様式をダウンロード
----------	--	----------	---

